

令和4年監公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査の結果に基づき、大府市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、その内容について別紙のとおり公表する。

令和4年11月7日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

監査の対象 水と緑の部 水緑公園課

監査の期間 令和4年3月25日

監査の結果

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
1	<p>・ 契約関係書類の不備について (不適切な取扱い)</p> <p>委託契約及び工事請負契約において、書類の不備など不適切な事務処理が多く見られた。また、令和3年度の行政監察においても同様の指摘を受けている。</p> <p>(改善事項)</p> <p>契約事務の重要性を認識するとともに、業務の効率的な執行も含めて再発防止に向けた改善策を講じ、契約事務の適切な執行に留意されたい。</p>	<p>・ 職員に契約事務に関する手続きの重要性と必要性を再認識させました。</p> <p>・ 設計から完了までの契約事務に関するチェックリストを作成し、適切な事務の執行に取り組んでいます。</p>